

お知らせカレンダー

※行事予定・当番医等は都合により変更される場合があります。【○休日当番医、□休日当番薬局、●夜間当番医、■小児科夜間当番医（●・■は19時～22時）】

祝日には、国旗を掲げましょう！

平成 19 年から国民の祝日に加えられた祝日で、ゴールデンウィークを構成する日の一つです。